

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2024年3月)

2024年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
147円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.745
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.0966
1スイス・フランにつき	1.17
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00122
1イスラエル・シェケルにつき	0.270
1イラン・リアルにつき	0.00000230
1インド・ルピーにつき	0.0120
100インドネシア・ルピアにつき	0.00640
1オーストラリア・ドルにつき	0.665
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0754
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.25
1ケニア・シリングにつき	0.00625
100コロンビア・ペソにつき	0.0255
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.748
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.312
1セーシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	2.84

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.917
1チェコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.110
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0332
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00111
1ニュージーランド・ドルにつき	0.618
1ノルウェー・クローネにつき	0.0961
1パキスタン・ルピーにつき	0.00357
100バヌアツ・バツにつき	0.835
1バプアニューギニア・キナにつき	0.268
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.285
100バングラデシュ・タカにつき	0.912
1フィジー・ドルにつき	0.446
1フィリピン・ペソにつき	0.0179
1ブラジル・レアルにつき	0.203
1ブルネイ・ドルにつき	0.748
100ベトナム・ドンにつき	0.00409
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0278
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.267
1ポーランド・ズロチにつき	0.250
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.213
1南アフリカ・ラントにつき	0.0532
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0586
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0223
1モロッコ・ディルハムにつき	0.100
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00484
1ルーマニア・レイにつき	0.219
100ルワンダ・フランにつき	0.0788
1ロシア・ルーブルにつき	0.0112

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和6年1月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2024年2月)

2024年2月1日から2月29日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
144円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.746
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.0976
1スイス・フランにつき	1.16
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00156
1イスラエル・シェケルにつき	0.273
1イラン・リアルにつき	0.00000230
1インド・ルピーにつき	0.0120
100インドネシア・ルピアにつき	0.00645
1オーストラリア・ドルにつき	0.670
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0768
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.25
1ケニア・シリングにつき	0.00646
100コロンビア・ペソにつき	0.0253
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.751
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.307
1セーシェル・ルピーにつき	0.0725
100タイ・バーツにつき	2.86

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.912
1チェコ・コルナにつき	0.0446
100チリ・ペソにつき	0.114
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0344
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00119
1ニュージーランド・ドルにつき	0.623
1ノルウェー・クローネにつき	0.0949
1パキスタン・ルピーにつき	0.00353
100バヌアツ・バツにつき	0.838
1パプアニューギニア・キナにつき	0.269
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.286
100バングラデシュ・タカにつき	0.911
1フィジー・ドルにつき	0.448
1フィリピン・ペソにつき	0.0180
1ブラジル・レアルにつき	0.204
1ブルネイ・ドルにつき	0.751
100ベトナム・ドンにつき	0.00412
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0281
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.268
1ポーランド・ズロチにつき	0.252
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.215
1南アフリカ・ラントにつき	0.0537
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0582
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0225
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0996
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00484
1ルーマニア・レイにつき	0.220
100ルワンダ・フランにつき	0.0799
1ロシア・ルーブルにつき	0.0110

上記以外の外国通貨: 当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年12月中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2024年1月)

2024年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
150円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.730
1中国元につき	0.140
1スウェーデン・クローネにつき	0.0937
1スイス・フランにつき	1.12
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.08
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00283
1イスラエル・シェケルにつき	0.263
1イラン・リアルにつき	0.00000230
1インド・ルピーにつき	0.0120
100インドネシア・ルピアにつき	0.00642
1オーストラリア・ドルにつき	0.650
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0766
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.24
1ケニア・シリングにつき	0.00657
100コロンビア・ペソにつき	0.0248
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.742
100新台湾ドルにつき	3.14
100スリランカ・ルピーにつき	0.305
1セーシェル・ルピーにつき	0.0728
100タイ・バーツにつき	2.82

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.900
1チェコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.113
1デンマーク・クローネにつき	0.145
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0349
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00122
1ニュージーランド・ドルにつき	0.600
1ノルウェー・クローネにつき	0.0917
1パキスタン・ルピーにつき	0.00350
100バヌアツ・バツにつき	0.823
1バプアニューギニア・キナにつき	0.269
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.285
100バングラデシュ・タカにつき	0.905
1フィジー・ドルにつき	0.440
1フィリピン・ペソにつき	0.0179
1ブラジル・レアルにつき	0.204
1ブルネイ・ドルにつき	0.742
100ベトナム・ドンにつき	0.00411
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0283
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.266
1ポーランド・ズロチにつき	0.246
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.213
1南アフリカ・ラントにつき	0.0539
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0575
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0225
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0985
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00483
1ルーマニア・レイにつき	0.218
100ルワンダ・フランにつき	0.0809
1ロシア・ルーブルにつき	0.0111

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年11月中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年12月)

2023年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
150円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.729
1中国元につき	0.139
1スウェーデン・クローネにつき	0.0907
1スイス・フランにつき	1.11
1スターリング・ポンドにつき	1.22
1ユーロにつき	1.06
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00286
1イスラエル・シェケルにつき	0.251
1イラン・リアルにつき	0.00000230
1インド・ルピーにつき	0.0120
100インドネシア・ルピアにつき	0.00635
1オーストラリア・ドルにつき	0.635
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0741
100カンボジア・リエルにつき	0.0242
1クウェート・ディナールにつき	3.23
1ケニア・シリングにつき	0.00667
100コロンビア・ペソにつき	0.0237
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.731
100新台湾ドルにつき	3.10
100スリランカ・ルピーにつき	0.308
1セーシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	2.74

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.886
1チェコ・コルナにつき	0.0430
100チリ・ペソにつき	0.108
1デンマーク・クローネにつき	0.142
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0359
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00127
1ニュージーランド・ドルにつき	0.590
1ノルウェー・クローネにつき	0.0908
1パキスタン・ルピーにつき	0.00357
100バヌアツ・バツにつき	0.813
1パプアニューギニア・キナにつき	0.271
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.274
100バングラデシュ・タカにつき	0.908
1フィジー・ドルにつき	0.436
1フィリピン・ペソにつき	0.0176
1ブラジル・レアルにつき	0.197
1ブルネイ・ドルにつき	0.731
100ベトナム・ドンにつき	0.00408
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0288
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.260
1ポーランド・ズロチにつき	0.234
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.211
1南アフリカ・ラントにつき	0.0525
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0553
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0224
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0972
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00486
1ルーマニア・レイにつき	0.213
100ルワンダ・フランにつき	0.0817
1ロシア・ルーブルにつき	0.0103

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年10月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年11月)

2023年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
148円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.738
1中国元につき	0.139
1スウェーデン・クローネにつき	0.0902
1スイス・フランにつき	1.11
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.07
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00286
1イスラエル・シェケルにつき	0.262
1イラン・リアルにつき	0.00000230
1インド・ルピーにつき	0.0120
100インドネシア・ルピアにつき	0.00651
1オーストラリア・ドルにつき	0.642
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0749
100カンボジア・リエルにつき	0.0242
1クウェート・ディナールにつき	3.24
1ケニア・シリングにつき	0.00680
100コロンビア・ペソにつき	0.0250
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.733
100新台湾ドルにつき	3.12
100スリランカ・ルピーにつき	0.310
1セーシェル・ルピーにつき	0.0739
100タイ・バーツにつき	2.79

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.899
1チェコ・コルナにつき	0.0438
100チリ・ペソにつき	0.113
1デンマーク・クローネにつき	0.143
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0370
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00130
1ニュージーランド・ドルにつき	0.592
1ノルウェー・クローネにつき	0.0932
1パキスタン・ルピーにつき	0.00337
100バヌアツ・バツにつき	0.817
1バプアニューギニア・キナにつき	0.276
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.276
100バングラデシュ・タカにつき	0.913
1フィジー・ドルにつき	0.438
1フィリピン・ペソにつき	0.0176
1ブラジル・レアルにつき	0.202
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
100ベトナム・ドンにつき	0.00413
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0301
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.268
1ポーランド・ズロチにつき	0.232
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.214
1南アフリカ・ラントにつき	0.0527
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0578
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0220
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0978
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00503
1ルーマニア・レイにつき	0.215
100ルワンダ・フランにつき	0.0832
1ロシア・ルーブルにつき	0.0103

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年9月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年10月)

2023年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
145円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.742
1中国元につき	0.139
1スウェーデン・クローネにつき	0.0924
1スイス・フランにつき	1.14
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00310
1イスラエル・シェケルにつき	0.267
1イラン・リアルにつき	0.00000230
1インド・ルピーにつき	0.0121
100インドネシア・ルピアにつき	0.00656
1オーストラリア・ドルにつき	0.648
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0756
100カンボジア・リエルにつき	0.0242
1クウェート・ディナールにつき	3.25
1ケニア・シリングにつき	0.00694
100コロンビア・ペソにつき	0.0245
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.740
100新台湾ドルにつき	3.14
100スリランカ・ルピーにつき	0.312
1セーシェル・ルピーにつき	0.0730
100タイ・バーツにつき	2.85

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.916
1チェコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.117
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0372
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00131
1ニュージーランド・ドルにつき	0.599
1ノルウェー・クローネにつき	0.0955
1パキスタン・ルピーにつき	0.00341
100バヌアツ・バツにつき	0.823
1パプアニューギニア・キナにつき	0.278
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.283
100バングラデシュ・タカにつき	0.918
1フィジー・ドルにつき	0.441
1フィリピン・ペソにつき	0.0178
1ブラジル・レアルにつき	0.204
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00419
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0323
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.271
1ポーランド・ズロチにつき	0.245
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.217
1南アフリカ・ラントにつき	0.0532
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0588
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0219
1モロッコ・ディルハムにつき	0.101
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00520
1ルーマニア・レイにつき	0.221
100ルワンダ・フランにつき	0.0844
1ロシア・ルーブルにつき	0.0105

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年8月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年9月)

2023年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
141円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.140
1スウェーデン・クローネにつき	0.0951
1スイス・フランにつき	1.14
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00375
1イスラエル・シェケルにつき	0.273
1イラン・リアルにつき	0.00000230
1インド・ルピーにつき	0.0122
100インドネシア・ルピアにつき	0.00665
1オーストラリア・ドルにつき	0.674
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0779
100カンボジア・リエルにつき	0.0242
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00706
100コロンビア・ペソにつき	0.0247
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.750
100新台湾ドルにつき	3.21
100スリランカ・ルピーにつき	0.313
1セーシェル・ルピーにつき	0.0734
100タイ・バーツにつき	2.89

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェコ・コルナにつき	0.0463
100チリ・ペソにつき	0.123
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0378
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00129
1ニュージーランド・ドルにつき	0.623
1ノルウェー・クローネにつき	0.0975
1パキスタン・ルピーにつき	0.00357
100バヌアツ・バツにつき	0.841
1パプアニューギニア・キナにつき	0.280
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.292
100バングラデシュ・タカにつき	0.923
1フィジー・ドルにつき	0.450
1フィリピン・ペソにつき	0.0182
1ブラジル・レアルにつき	0.208
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00422
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0353
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.278
1ポーランド・ズロチにつき	0.249
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.218
1南アフリカ・ラントにつき	0.0551
1ミャンマー・チャットにつき	0.000477
1メキシコ・ペソにつき	0.0591
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0218
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00525
1ルーマニア・レイにつき	0.224
100ルワンダ・フランにつき	0.0855
1ロシア・ルーブルにつき	0.0110

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年7月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年8月)

2023年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
141円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.140
1スウェーデン・クローネにつき	0.0929
1スイス・フランにつき	1.11
1スターリング・ポンドにつき	1.26
1ユーロにつき	1.08
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00402
1イスラエル・シェケルにつき	0.275
1イラン・リアルにつき	0.00000230
1インド・ルピーにつき	0.0122
100インドネシア・ルピアにつき	0.00669
1オーストラリア・ドルにつき	0.672
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0772
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.25
1ケニア・シリングにつき	0.00716
100コロンビア・ペソにつき	0.0238
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.743
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.330
1セーシェル・ルピーにつき	0.0728
100タイ・バーツにつき	2.86

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.906
1チェコ・コルナにつき	0.0458
100チリ・ペソにつき	0.125
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0420
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00164
1ニュージーランド・ドルにつき	0.614
1ノルウェー・クローネにつき	0.0927
1パキスタン・ルピーにつき	0.00349
100バヌアツ・バツにつき	0.838
1パプアニューギニア・キナにつき	0.282
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.293
100バングラデシュ・タカにつき	0.926
1フィジー・ドルにつき	0.448
1フィリピン・ペソにつき	0.0179
1ブラジル・レアルにつき	0.206
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00425
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0372
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.274
1ポーランド・ズロチにつき	0.243
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.216
1南アフリカ・ラントにつき	0.0534
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0580
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0219
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0996
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00545
1ルーマニア・レイにつき	0.219
100ルワンダ・フランにつき	0.0874
1ロシア・ルーブルにつき	0.0119

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年6月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年7月)

2023年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
137円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.740
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.0954
1スイス・フランにつき	1.11
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00433
1イスラエル・シェケルにつき	0.272
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0122
100インドネシア・ルピアにつき	0.00675
1オーストラリア・ドルにつき	0.664
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0753
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00729
100コロンビア・ペソにつき	0.0221
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.746
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.324
1セーシェル・ルピーにつき	0.0734
100タイ・バーツにつき	2.92

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.912
1チェコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.125
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0506
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00216
1ニュージーランド・ドルにつき	0.621
1ノルウェー・クローネにつき	0.0925
1パキスタン・ルピーにつき	0.00350
100バヌアツ・バツにつき	0.837
1パプアニューギニア・キナにつき	0.283
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.292
100バングラデシュ・タカにつき	0.934
1フィジー・ドルにつき	0.448
1フィリピン・ペソにつき	0.0179
1ブラジル・レアルにつき	0.201
1ブルネイ・ドルにつき	0.746
100ベトナム・ドンにつき	0.00426
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0396
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.271
1ポーランド・ズロチにつき	0.239
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.221
1南アフリカ・ラントにつき	0.0524
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0564
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0220
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0988
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00571
1ルーマニア・レイにつき	0.220
100ルワンダ・フランにつき	0.0892
1ロシア・ルーブルにつき	0.0126

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年5月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年6月)

2023年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
133円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.742
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.0966
1スイス・フランにつき	1.11
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00462
1イスラエル・シェケルにつき	0.275
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0122
100インドネシア・ルピアにつき	0.00673
1オーストラリア・ドルにつき	0.669
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0756
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00744
100コロンビア・ペソにつき	0.0221
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.751
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.312
1セーシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.92

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.918
1チェコ・コルナにつき	0.0468
100チリ・ペソにつき	0.124
1デンマーク・クローネにつき	0.147
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0517
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00217
1ニュージーランド・ドルにつき	0.621
1ノルウェー・クローネにつき	0.0952
1パキスタン・ルピーにつき	0.00355
100バヌアツ・バツにつき	0.839
1バプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.292
100バングラデシュ・タカにつき	0.943
1フィジー・ドルにつき	0.450
1フィリピン・ペソにつき	0.0181
1ブラジル・レアルにつき	0.199
1ブルネイ・ドルにつき	0.751
100ベトナム・ドンにつき	0.00426
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0408
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.266
1ポーランド・ズロチにつき	0.237
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.226
1南アフリカ・ラントにつき	0.0549
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0553
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0221
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0985
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00584
1ルーマニア・レイにつき	0.222
100ルワンダ・フランにつき	0.0903
1ロシア・ルーブルにつき	0.0123

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年4月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年5月)

2023年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
134円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.731
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.0954
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.21
1ユーロにつき	1.07
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00492
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0122
100インドネシア・ルピアにつき	0.00655
1オーストラリア・ドルにつき	0.667
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0766
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00770
100コロンビア・ペソにつき	0.0210
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.746
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.303
1セーシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	2.90

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.896
1チェコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.124
1デンマーク・クローネにつき	0.144
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0526
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00217
1ニュージーランド・ドルにつき	0.621
1ノルウェー・クローネにつき	0.0950
1パキスタン・ルピーにつき	0.00358
100バヌアツ・バツにつき	0.836
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.278
100バングラデシュ・タカにつき	0.946
1フィジー・ドルにつき	0.449
1フィリピン・ペソにつき	0.0183
1ブラジル・レアルにつき	0.192
1ブルネイ・ドルにつき	0.746
100ベトナム・ドンにつき	0.00424
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0413
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.265
1ポーランド・ズロチにつき	0.228
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.224
1南アフリカ・ラントにつき	0.0547
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0544
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0215
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0967
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00591
1ルーマニア・レイにつき	0.217
100ルワンダ・フランにつき	0.0913
1ロシア・ルーブルにつき	0.0131

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年3月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年4月)

2023年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
133円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.0957
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.21
1ユーロにつき	1.07
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00521
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0121
100インドネシア・ルピアにつき	0.00660
1オーストラリア・ドルにつき	0.690
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0782
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00796
100コロンビア・ペソにつき	0.0208
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.751
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.274
1セーシェル・ルピーにつき	0.0729
100タイ・バーツにつき	2.93

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.898
1チェコ・コルナにつき	0.0451
100チリ・ペソにつき	0.125
1デンマーク・クローネにつき	0.144
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0531
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00217
1ニュージーランド・ドルにつき	0.629
1ノルウェー・クローネにつき	0.0977
1パキスタン・ルピーにつき	0.00374
100バヌアツ・バツにつき	0.848
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.279
100バングラデシュ・タカにつき	0.942
1フィジー・ドルにつき	0.455
1フィリピン・ペソにつき	0.0182
1ブラジル・レアルにつき	0.193
1ブルネイ・ドルにつき	0.751
100ベトナム・ドンにつき	0.00423
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0426
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.260
1ポーランド・ズロチにつき	0.226
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.229
1南アフリカ・ラントにつき	0.0558
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0218
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0970
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00592
1ルーマニア・レイにつき	0.218
100ルワンダ・フランにつき	0.0921
1ロシア・ルーブルにつき	0.0136

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年2月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年3月)

2023年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
130円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.745
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.0962
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.22
1ユーロにつき	1.08
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00549
1イスラエル・シェケルにつき	0.291
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0122
100インドネシア・ルピアにつき	0.00656
1オーストラリア・ドルにつき	0.695
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0804
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00807
100コロンビア・ペソにつき	0.0212
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.755
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.273
1セーシェル・ルピーにつき	0.0726
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.899
1チェコ・コルナにつき	0.0450
100チリ・ペソにつき	0.121
1デンマーク・クローネにつき	0.145
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0533
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00217
1ニュージーランド・ドルにつき	0.640
1ノルウェー・クローネにつき	0.101
1パキスタン・ルピーにつき	0.00427
100バヌアツ・バツにつき	0.851
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.273
100バングラデシュ・タカにつき	0.952
1フィジー・ドルにつき	0.458
1フィリピン・ペソにつき	0.0182
1ブラジル・レアルにつき	0.193
1ブルネイ・ドルにつき	0.760
100ベトナム・ドンにつき	0.00426
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0527
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.261
1ポーランド・ズロチにつき	0.229
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.231
1南アフリカ・ラントにつき	0.0585
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0527
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0225
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0978
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00588
1ルーマニア・レイにつき	0.219
100ルワンダ・フランにつき	0.0931
1ロシア・ルーブルにつき	0.0143

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和5年1月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年2月)

2023年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
135円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.736
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.0963
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.22
1ユーロにつき	1.06
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00579
1イスラエル・シェケルにつき	0.290
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0121
100インドネシア・ルピアにつき	0.00641
1オーストラリア・ドルにつき	0.675
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0773
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00813
100コロンビア・ペソにつき	0.0209
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.740
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.273
1セーシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	2.87

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.882
1チェコ・コルナにつき	0.0437
100チリ・ペソにつき	0.115
1デンマーク・クローネにつき	0.142
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0536
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00222
1ニュージーランド・ドルにつき	0.635
1ノルウェー・クローネにつき	0.101
1パキスタン・ルピーにつき	0.00444
100バヌアツ・バツにつき	0.837
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.260
100バングラデシュ・タカにつき	0.961
1フィジー・ドルにつき	0.452
1フィリピン・ペソにつき	0.0180
1ブラジル・レアルにつき	0.190
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00421
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0730
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.261
1ポーランド・ズロチにつき	0.226
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.227
1南アフリカ・ラントにつき	0.0579
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0510
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0227
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0951
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00577
1ルーマニア・レイにつき	0.215
100ルワンダ・フランにつき	0.0940
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年12月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2023年1月)

2023年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
142円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.744
1中国元につき	0.140
1スウェーデン・クローネにつき	0.0938
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.18
1ユーロにつき	1.02
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00617
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0123
100インドネシア・ルピアにつき	0.00639
1オーストラリア・ドルにつき	0.661
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0738
100カンボジア・リエルにつき	0.0242
1クウェート・ディナールにつき	3.24
1ケニア・シリングにつき	0.00820
100コロンビア・ペソにつき	0.0203
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.722
100新台湾ドルにつき	3.18
100スリランカ・ルピーにつき	0.272
1セーシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	2.75

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.851
1チェコ・コルナにつき	0.0419
100チリ・ペソにつき	0.109
1デンマーク・クローネにつき	0.137
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0538
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00225
1ニュージーランド・ドルにつき	0.607
1ノルウェー・クローネにつき	0.0987
1パキスタン・ルピーにつき	0.00449
100バヌアツ・バツにつき	0.826
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.251
100バングラデシュ・タカにつき	0.977
1フィジー・ドルにつき	0.443
1フィリピン・ペソにつき	0.0174
1ブラジル・レアルにつき	0.189
1ブルネイ・ドルにつき	0.722
100ベトナム・ドンにつき	0.00403
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.108
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.258
1ポーランド・ズロチにつき	0.217
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.217
1南アフリカ・ラントにつき	0.0573
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0514
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0225
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0927
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00583
1ルーマニア・レイにつき	0.208
100ルワンダ・フランにつき	0.0946
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年11月中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年12月)

2022年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
147円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.730
1中国元につき	0.140
1スウェーデン・クローネにつき	0.0899
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.13
1ユーロにつき	0.983
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00655
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0121
100インドネシア・ルピアにつき	0.00648
1オーストラリア・ドルにつき	0.636
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0701
100カンボジア・リエルにつき	0.0242
1クウェート・ディナールにつき	3.23
1ケニア・シリングにつき	0.00826
100コロンビア・ペソにつき	0.0211
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.702
100新台湾ドルにつき	3.13
100スリランカ・ルピーにつき	0.273
1セーシェル・ルピーにつき	0.0725
100タイ・バーツにつき	2.64

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.817
1チェコ・コルナにつき	0.0401
100チリ・ペソにつき	0.105
1デンマーク・クローネにつき	0.132
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0538
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00228
1ニュージーランド・ドルにつき	0.569
1ノルウェー・クローネにつき	0.0948
1パキスタン・ルピーにつき	0.00453
100バヌアツ・バツにつき	0.812
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.236
100バングラデシュ・タカにつき	0.981
1フィジー・ドルにつき	0.431
1フィリピン・ペソにつき	0.0170
1ブラジル・レアルにつき	0.190
1ブルネイ・ドルにつき	0.702
100ベトナム・ドンにつき	0.00411
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.122
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.251
1ポーランド・ズロチにつき	0.205
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.213
1南アフリカ・ラントにつき	0.0552
1ミャンマー・チャットにつき	0.000477
1メキシコ・ペソにつき	0.0500
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0223
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0913
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00591
1ルーマニア・レイにつき	0.200
100ルワンダ・フランにつき	0.0952
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年10月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年12月)

2022年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
147円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.730
1中国元につき	0.140
1スウェーデン・クローネにつき	0.0899
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.13
1ユーロにつき	0.983
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00655
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0121
100インドネシア・ルピアにつき	0.00648
1オーストラリア・ドルにつき	0.636
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0701
100カンボジア・リエルにつき	0.0242
1クウェート・ディナールにつき	3.23
1ケニア・シリングにつき	0.00826
100コロンビア・ペソにつき	0.0211
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.702
100新台湾ドルにつき	3.13
100スリランカ・ルピーにつき	0.273
1セーシェル・ルピーにつき	0.0725
100タイ・バーツにつき	2.64

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.817
1チェコ・コルナにつき	0.0401
100チリ・ペソにつき	0.105
1デンマーク・クローネにつき	0.132
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0538
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00228
1ニュージーランド・ドルにつき	0.569
1ノルウェー・クローネにつき	0.0948
1パキスタン・ルピーにつき	0.00453
100バヌアツ・バツにつき	0.812
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.236
100バングラデシュ・タカにつき	0.981
1フィジー・ドルにつき	0.431
1フィリピン・ペソにつき	0.0170
1ブラジル・レアルにつき	0.190
1ブルネイ・ドルにつき	0.702
100ベトナム・ドンにつき	0.00411
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.122
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.251
1ポーランド・ズロチにつき	0.205
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.213
1南アフリカ・ラントにつき	0.0552
1ミャンマー・チャットにつき	0.000477
1メキシコ・ペソにつき	0.0500
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0223
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0913
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00591
1ルーマニア・レイにつき	0.200
100ルワンダ・フランにつき	0.0952
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年10月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年11月)

2022年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
143円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.750
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.0917
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.13
1ユーロにつき	0.990
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00697
1イスラエル・シェケルにつき	0.290
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0125
100インドネシア・ルピアにつき	0.00667
1オーストラリア・ドルにつき	0.667
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0716
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.24
1ケニア・シリングにつき	0.00830
100コロンビア・ペソにつき	0.0225
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.707
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.275
1セーシェル・ルピーにつき	0.0730
100タイ・バーツにつき	2.70

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.832
1チェコ・コルナにつき	0.0403
100チリ・ペソにつき	0.108
1デンマーク・クローネにつき	0.133
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0546
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00230
1ニュージーランド・ドルにつき	0.592
1ノルウェー・クローネにつき	0.0972
1パキスタン・ルピーにつき	0.00433
100バヌアツ・バツにつき	0.833
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.244
100バングラデシュ・タカにつき	1.00
1フィジー・ドルにつき	0.442
1フィリピン・ペソにつき	0.0173
1ブラジル・レアルにつき	0.191
1ブルネイ・ドルにつき	0.707
100ベトナム・ドンにつき	0.00423
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.125
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.257
1ポーランド・ズロチにつき	0.209
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.220
1南アフリカ・ラントにつき	0.0568
1ミャンマー・チャットにつき	0.000476
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0222
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0928
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00627
1ルーマニア・レイにつき	0.202
100ルワンダ・フランにつき	0.0960
1ロシア・ルーブルにつき	0.0166

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年9月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年10月)

2022年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
135円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.774
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.0963
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.20
1ユーロにつき	1.01
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00739
1イスラエル・シェケルにつき	0.304
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0126
100インドネシア・ルピアにつき	0.00674
1オーストラリア・ドルにつき	0.696
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0757
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00837
100コロンビア・ペソにつき	0.0231
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.722
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.276
1セーシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	2.79

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.849
1チェコ・コルナにつき	0.0412
100チリ・ペソにつき	0.111
1デンマーク・クローネにつき	0.136
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0555
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00234
1ニュージーランド・ドルにつき	0.626
1ノルウェー・クローネにつき	0.103
1パキスタン・ルピーにつき	0.00452
100バヌアツ・バツにつき	0.854
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.252
100バングラデシュ・タカにつき	1.05
1フィジー・ドルにつき	0.454
1フィリピン・ペソにつき	0.0179
1ブラジル・レアルにつき	0.194
1ブルネイ・ドルにつき	0.722
100ベトナム・ドンにつき	0.00427
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.162
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.258
1ポーランド・ズロチにつき	0.215
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.224
1南アフリカ・ラントにつき	0.0599
1ミャンマー・チャットにつき	0.000511
1メキシコ・ペソにつき	0.0497
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0221
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0961
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00655
1ルーマニア・レイにつき	0.207
100ルワンダ・フランにつき	0.0968
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年8月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年9月)

2022年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
137円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.773
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.0963
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.20
1ユーロにつき	1.02
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00779
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0126
100インドネシア・ルピアにつき	0.00668
1オーストラリア・ドルにつき	0.686
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0765
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.25
1ケニア・シリングにつき	0.00845
100コロンビア・ペソにつき	0.0228
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.717
100新台湾ドルにつき	3.35
100スリランカ・ルピーにつき	0.276
1セーシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	2.75

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.857
1チェコ・コルナにつき	0.0414
100チリ・ペソにつき	0.105
1デンマーク・クローネにつき	0.137
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0573
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00236
1ニュージーランド・ドルにつき	0.620
1ノルウェー・クローネにつき	0.100
1パキスタン・ルピーにつき	0.00459
100バヌアツ・バツにつき	0.847
1バプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.253
100バングラデシュ・タカにつき	1.06
1フィジー・ドルにつき	0.451
1フィリピン・ペソにつき	0.0179
1ブラジル・レアルにつき	0.186
1ブルネイ・ドルにつき	0.714
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.178
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.256
1ポーランド・ズロチにつき	0.213
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.225
1南アフリカ・ラントにつき	0.0594
1ミャンマー・チャットにつき	0.000547
1メキシコ・ペソにつき	0.0487
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0220
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0977
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00664
1ルーマニア・レイにつき	0.206
100ルワンダ・フランにつき	0.0974
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年7月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年8月)

2022年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
134円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.780
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.0996
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.23
1ユーロにつき	1.06
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00815
1イスラエル・シェケルにつき	0.293
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0128
100インドネシア・ルピアにつき	0.00680
1オーストラリア・ドルにつき	0.702
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0782
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00852
100コロンビア・ペソにつき	0.0253
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.722
100新台湾ドルにつき	3.38
100スリランカ・ルピーにつき	0.277
1セーシェル・ルピーにつき	0.0729
100タイ・バーツにつき	2.86

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.884
1チェコ・コルナにつき	0.0427
100チリ・ペソにつき	0.115
1デンマーク・クローネにつき	0.142
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.147
1トルコ・リラにつき	0.0589
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00240
1ニュージーランド・ドルにつき	0.635
1ノルウェー・クローネにつき	0.102
1パキスタン・ルピーにつき	0.00488
100バヌアツ・バツにつき	0.863
1バプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.266
100バングラデシュ・タカにつき	1.08
1フィジー・ドルにつき	0.458
1フィリピン・ペソにつき	0.0186
1ブラジル・レアルにつき	0.198
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.190
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.267
1ポーランド・ズロチにつき	0.227
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.227
1南アフリカ・ラントにつき	0.0632
1ミャンマー・チャットにつき	0.000542
1メキシコ・ペソにつき	0.0500
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0224
1モロッコ・ディルハムにつき	0.100
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00682
1ルーマニア・レイにつき	0.214
100ルワンダ・フランにつき	0.0977
1ロシア・ルーブルにつき	0.0174

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年6月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年7月)

2022年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
129円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.778
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.101
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.06
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00849
1イスラエル・シェケルにつき	0.296
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0129
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.705
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0790
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00860
100コロンビア・ペソにつき	0.0249
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.724
100新台湾ドルにつき	3.38
100スリランカ・ルピーにつき	0.277
1セーシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	2.91

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.884
1チェコ・コルナにつき	0.0427
100チリ・ペソにつき	0.118
1デンマーク・クローネにつき	0.142
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0640
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00240
1ニュージーランド・ドルにつき	0.641
1ノルウェー・クローネにつき	0.104
1パキスタン・ルピーにつき	0.00515
100バヌアツ・バツにつき	0.864
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.275
100バングラデシュ・タカにつき	1.15
1フィジー・ドルにつき	0.460
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.202
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00433
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.212
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.266
1ポーランド・ズロチにつき	0.228
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.228
1南アフリカ・ラントにつき	0.0630
1ミャンマー・チャットにつき	0.000540
1メキシコ・ペソにつき	0.0499
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0232
1モロッコ・ディルハムにつき	0.100
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00770
1ルーマニア・レイにつき	0.214
100ルワンダ・フランにつき	0.0979
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年5月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年6月)

2022年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
126円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.792
1中国元につき	0.156
1スウェーデン・クローネにつき	0.105
1スイス・フランにつき	1.06
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.08
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00882
1イスラエル・シェケルにつき	0.308
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0131
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.736
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0808
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.28
1ケニア・シリングにつき	0.00866
100コロンビア・ペソにつき	0.0263
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.732
100新台湾ドルにつき	3.43
100スリランカ・ルピーにつき	0.307
1セーシェル・ルピーにつき	0.0706
100タイ・バーツにつき	2.96

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.909
1チェコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.122
1デンマーク・クローネにつき	0.145
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0680
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00241
1ニュージーランド・ドルにつき	0.675
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00542
100バヌアツ・バツにつき	0.893
1バプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.288
100バングラデシュ・タカにつき	1.16
1フィジー・ドルにつき	0.473
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.211
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00436
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.226
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.267
1ポーランド・ズロチにつき	0.232
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0665
1ミャンマー・チャットにつき	0.000554
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0229
1モロッコ・ディルハムにつき	0.102
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00837
1ルーマニア・レイにつき	0.218
100ルワンダ・フランにつき	0.0980
1ロシア・ルーブルにつき	0.0125

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年4月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年5月)

2022年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
119円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.790
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00914
1イスラエル・シェケルにつき	0.309
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0131
100インドネシア・ルピアにつき	0.00697
1オーストラリア・ドルにつき	0.738
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0819
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00874
100コロンビア・ペソにつき	0.0263
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.736
100新台湾ドルにつき	3.52
100スリランカ・ルピーにつき	0.391
1セーシェル・ルピーにつき	0.0698
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.923
1チェコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.125
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0685
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00240
1ニュージーランド・ドルにつき	0.687
1ノルウェー・クローネにつき	0.113
1パキスタン・ルピーにつき	0.00556
100バヌアツ・バツにつき	0.894
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.293
100バングラデシュ・タカにつき	1.16
1フィジー・ドルにつき	0.475
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.202
1ブルネイ・ドルにつき	0.736
100ベトナム・ドンにつき	0.00437
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.231
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.267
1ポーランド・ズロチにつき	0.232
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.238
1南アフリカ・ラントにつき	0.0669
1ミャンマー・チャットにつき	0.000565
1メキシコ・ペソにつき	0.0487
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0225
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00867
1ルーマニア・レイにつき	0.223
100ルワンダ・フランにつき	0.0983
1ロシア・ルーブルにつき	0.00918

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年3月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年4月)

2022年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
115円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00941
1イスラエル・シェケルにつき	0.311
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0133
100インドネシア・ルピアにつき	0.00697
1オーストラリア・ドルにつき	0.717
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0835
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00880
100コロンビア・ペソにつき	0.0254
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.743
100新台湾ドルにつき	3.59
100スリランカ・ルピーにつき	0.495
1セーシェル・ルピーにつき	0.0725
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.944
1チェコ・コルナにつき	0.0464
100チリ・ペソにつき	0.124
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0733
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00240
1ニュージーランド・ドルにつき	0.668
1ノルウェー・クローネにつき	0.113
1パキスタン・ルピーにつき	0.00569
100バヌアツ・バツにつき	0.882
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.317
100バングラデシュ・タカにつき	1.16
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0195
1ブラジル・レアルにつき	0.193
1ブルネイ・ドルにつき	0.742
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.223
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.264
1ポーランド・ズロチにつき	0.249
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0657
1ミャンマー・チャットにつき	0.000561
1メキシコ・ペソにつき	0.0489
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0228
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00876
1ルーマニア・レイにつき	0.229
100ルワンダ・フランにつき	0.0975
1ロシア・ルーブルにつき	0.0127

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年2月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年3月)

2022年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
115円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.792
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.109
1スイス・フランにつき	1.09
1スターリング・ポンドにつき	1.36
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00962
1イスラエル・シェケルにつき	0.319
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0134
100インドネシア・ルピアにつき	0.00697
1オーストラリア・ドルにつき	0.717
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0836
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00882
100コロンビア・ペソにつき	0.0250
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき"	0.740
100新台湾ドルにつき	3.61
100スリランカ・ルピーにつき	0.495
1セーシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.949
1チェコ・コルナにつき	0.0463
100チリ・ペソにつき	0.122
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.147
1トルコ・リラにつき	0.0739
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00240
1ニュージーランド・ドルにつき	0.674
1ノルウェー・クローネにつき	0.113
1パキスタン・ルピーにつき	0.00566
100バヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.316
100バングラデシュ・タカにつき	1.16
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0195
1ブラジル・レアルにつき	0.181
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.217
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.257
1ポーランド・ズロチにつき	0.249
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0646
1ミャンマー・チャットにつき	0.000562
1メキシコ・ペソにつき	0.0488
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0229
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00886
1ルーマニア・レイにつき	0.229
100ルワンダ・フランにつき	0.0975
1ロシア・ルーブルにつき	0.0131

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和4年1月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年2月)

2022年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
114円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.782
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.09
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00982
1イスラエル・シェケルにつき	0.319
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0133
100インドネシア・ルピアにつき	0.00699
1オーストラリア・ドルにつき	0.716
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0844
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00885
100コロンビア・ペソにつき	0.0251
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.60
100スリランカ・ルピーにつき	0.495
1セーシェル・ルピーにつき	0.0730
100タイ・バーツにつき	2.98

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.945
1チェコ・コルナにつき	0.0448
100チリ・ペソにつき	0.118
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.147
1トルコ・リラにつき	0.0750
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00241
1ニュージーランド・ドルにつき	0.679
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00563
100バヌアツ・バツにつき	0.885
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.308
100バングラデシュ・タカにつき	1.17
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・レアルにつき	0.177
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
100ベトナム・ドンにつき	0.00436
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.218
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.248
1ポーランド・ズロチにつき	0.245
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.237
1南アフリカ・ラントにつき	0.0630
1ミャンマー・チャットにつき	0.000561
1メキシコ・ペソにつき	0.0479
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0229
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00904
1ルーマニア・レイにつき	0.228
100ルワンダ・フランにつき	0.0979
1ロシア・ルーブルにつき	0.0135

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年12月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2022年1月)

2022年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
114円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.796
1中国元につき	0.156
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.00997
1イスラエル・シェケルにつき	0.320
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0134
100インドネシア・ルピアにつき	0.00701
1オーストラリア・ドルにつき	0.730
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0844
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00893
100コロンビア・ペソにつき	0.0256
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.60
100スリランカ・ルピーにつき	0.495
1セーシェル・ルピーにつき	0.0725
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.958
1チェコ・コルナにつき	0.0449
100チリ・ペソにつき	0.123
1デンマーク・クローネにつき	0.153
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.0926
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00242
1ニュージーランド・ドルにつき	0.701
1ノルウェー・クローネにつき	0.114
1パキスタン・ルピーにつき	0.00576
100バヌアツ・バツにつき	0.899
1パプアニューギニア・キナにつき	0.284
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.313
100バングラデシュ・タカにつき	1.17
1フィジー・ドルにつき	0.477
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・レアルにつき	0.180
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00441
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.226
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.249
1ポーランド・ズロチにつき	0.245
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0643
1ミャンマー・チャットにつき	0.000558
1メキシコ・ペソにつき	0.0479
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0231
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00942
1ルーマニア・レイにつき	0.230
100ルワンダ・フランにつき	0.0983
1ロシア・ルーブルにつき	0.0137

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年11月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年12月)

2021年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.804
1中国元につき	0.156
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.37
1ユーロにつき	1.16
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0101
1イスラエル・シェケルにつき	0.311
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0133
100インドネシア・ルピアにつき	0.00705
1オーストラリア・ドルにつき	0.741
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0846
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00902
100コロンビア・ペソにつき	0.0265
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.740
100新台湾ドルにつき	3.58
100スリランカ・ルピーにつき	0.498
1セーシェル・ルピーにつき	0.0715
100タイ・バーツにつき	2.99

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.973
1チェコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.123
1デンマーク・クローネにつき	0.156
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.108
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00242
1ニュージーランド・ドルにつき	0.706
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00581
100バヌアツ・バツにつき	0.904
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.321
100バングラデシュ・タカにつき	1.17
1フィジー・ドルにつき	0.480
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.181
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.239
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.249
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000531
1メキシコ・ペソにつき	0.0489
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0233
1モロッコ・ディルハムにつき	0.110
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.00988
1ルーマニア・レイにつき	0.234
100ルワンダ・フランにつき	0.0992
1ロシア・ルーブルにつき	0.0140

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年10月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年11月)

2021年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.789
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.116
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.37
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0102
1イスラエル・シェケルにつき	0.312
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00701
1オーストラリア・ドルにつき	0.732
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0852
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00908
100コロンビア・ペソにつき	0.0261
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき"	0.742
100新台湾ドルにつき	3.61
100スリランカ・ルピーにつき	0.500
1セーシェル・ルピーにつき	0.0743
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.986
1チェコ・コルナにつき	0.0463
100チリ・ペソにつき	0.127
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.147
1トルコ・リラにつき	0.117
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00243
1ニュージーランド・ドルにつき	0.705
1ノルウェー・クローネにつき	0.115
1パキスタン・ルピーにつき	0.00594
100バヌアツ・バツにつき	0.902
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.334
100バングラデシュ・タカにつき	1.17
1フィジー・ドルにつき	0.479
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・レアルにつき	0.189
1ブルネイ・ドルにつき	0.742
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.000000243
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.243
1ポーランド・ズロチにつき	0.257
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0685
1ミャンマー・チャットにつき	0.000550
1メキシコ・ペソにつき	0.0499
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0235
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0103
1ルーマニア・レイにつき	0.238
100ルワンダ・フランにつき	0.0995
1ロシア・ルーブルにつき	0.0137

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年9月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年10月)

2021年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.154
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.09
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0103
1イスラエル・シェケルにつき	0.310
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0135
100インドネシア・ルピアにつき	0.00696
1オーストラリア・ドルにつき	0.730
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.270
100韓国ウォンにつき	0.0862
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00915
100コロンビア・ペソにつき	0.0258
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.59
100スリランカ・ルピーにつき	0.501
1セーシェル・ルピーにつき	0.0710
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.988
1チェコ・コルナにつき	0.0462
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.118
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00243
1ニュージーランド・ドルにつき	0.698
1ノルウェー・クローネにつき	0.113
1パキスタン・ルピーにつき	0.00608
100バヌアツ・バツにつき	0.899
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.335
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.478
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・レアルにつき	0.190
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00438
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000244
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.245
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.237
1南アフリカ・ラントにつき	0.0676
1ミャンマー・チャットにつき	0.000605
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0235
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0104
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.0996
1ロシア・ルーブルにつき	0.0136

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年8月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年9月)

2021年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.799
1中国元につき	0.154
1スウェーデン・クローネにつき	0.116
1スイス・フランにつき	1.09
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0104
1イスラエル・シェケルにつき	0.306
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0134
100インドネシア・ルピアにつき	0.00689
1オーストラリア・ドルにつき	0.742
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.270
100韓国ウォンにつき	0.0873
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00925
100コロンビア・ペソにつき	0.0261
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.57
100スリランカ・ルピーにつき	0.502
1セーシェル・ルピーにつき	0.0664
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.995
1チェコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.133
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.116
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00243
1ニュージーランド・ドルにつき	0.698
1ノルウェー・クローネにつき	0.114
1パキスタン・ルピーにつき	0.00625
100バヌアツ・バツにつき	0.906
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・レアルにつき	0.194
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00435
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.000000281
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.254
1ポーランド・ズロチにつき	0.259
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.238
1南アフリカ・ラントにつき	0.0688
1ミャンマー・チャットにつき	0.000609
1メキシコ・ペソにつき	0.0501
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0234
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0105
1ルーマニア・レイにつき	0.240
100ルワンダ・フランにつき	0.0999
1ロシア・ルーブルにつき	0.0135

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年7月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年8月)

2021年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.818
1中国元につき	0.156
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.10
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.20
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0105
1イスラエル・シェケルにつき	0.307
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00696
1オーストラリア・ドルにつき	0.764
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.270
100韓国ウォンにつき	0.0890
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00928
100コロンビア・ペソにつき	0.0271
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.750
100新台湾ドルにつき	3.60
100スリランカ・ルピーにつき	0.504
1セーシェル・ルピーにつき	0.0639
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.01
1チェコ・コルナにつき	0.0473
100チリ・ペソにつき	0.137
1デンマーク・クローネにつき	0.162
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.116
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00244
1ニュージーランド・ドルにつき	0.710
1ノルウェー・クローネにつき	0.119
1パキスタン・ルピーにつき	0.00639
100バヌアツ・バツにつき	0.921
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.488
1フィリピン・ペソにつき	0.0207
1ブラジル・レアルにつき	0.199
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00435
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.000000320
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.256
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.242
1南アフリカ・ラントにつき	0.0718
1ミャンマー・チャットにつき	0.000626
1メキシコ・ペソにつき	0.0499
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0243
1モロッコ・ディルハムにつき	0.113
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0106
1ルーマニア・レイにつき	0.244
100ルワンダ・フランにつき	0.100
1ロシア・ルーブルにつき	0.0138

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年6月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年7月)

2021年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.825
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.11
1スターリング・ポンドにつき	1.41
1ユーロにつき	1.21
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0106
1イスラエル・シェケルにつき	0.307
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0137
100インドネシア・ルピアにつき	0.00699
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.270
100韓国ウォンにつき	0.0890
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00931
100コロンビア・ペソにつき	0.0268
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.752
100新台湾ドルにつき	3.58
100スリランカ・ルピーにつき	0.506
1セーシェル・ルピーにつき	0.0632
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.01
1チェコ・コルナにつき	0.0476
100チリ・ペソにつき	0.140
1デンマーク・クローネにつき	0.163
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.119
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00244
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00653
100バヌアツ・バツにつき	0.930
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0209
1ブラジル・レアルにつき	0.189
1ブルネイ・ドルにつき	0.752
100ベトナム・ドンにつき	0.00434
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.000000341
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.265
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.242
1南アフリカ・ラントにつき	0.0712
1ミャンマー・チャットにつき	0.000635
1メキシコ・ペソにつき	0.0501
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0246
1モロッコ・ディルハムにつき	0.113
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0106
1ルーマニア・レイにつき	0.247
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0135

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年5月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年6月)

2021年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.800
1中国元につき	0.153
1スウェーデン・クローネにつき	0.118
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.20
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0108
1イスラエル・シェケルにつき	0.305
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0134
100インドネシア・ルピアにつき	0.00688
1オーストラリア・ドルにつき	0.770
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.270
100韓国ウォンにつき	0.0894
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00926
100コロンビア・ペソにつき	0.0273
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.749
100新台湾ドルにつき	3.54
100スリランカ・ルピーにつき	0.506
1セーシェル・ルピーにつき	0.0597
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.00
1チェコ・コルナにつき	0.0462
100チリ・ペソにつき	0.141
1デンマーク・クローネにつき	0.161
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.122
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00244
1ニュージーランド・ドルにつき	0.713
1ノルウェー・クローネにつき	0.119
1パキスタン・ルピーにつき	0.00652
100バヌアツ・バツにつき	0.924
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.332
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0206
1ブラジル・レアルにつき	0.180
1ブルネイ・ドルにつき	0.749
100ベトナム・ドンにつき	0.00434
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.000000461
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.270
1ポーランド・ズロチにつき	0.262
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0694
1ミャンマー・チャットにつき	0.000663
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0247
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0106
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0131

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年4月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年5月)

2021年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
105円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.154
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.39
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0110
1イスラエル・シェケルにつき	0.302
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0137
100インドネシア・ルピアにつき	0.00694
1オーストラリア・ドルにつき	0.771
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.270
100韓国ウォンにつき	0.0885
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00911
100コロンビア・ペソにつき	0.0276
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.745
100新台湾ドルにつき	3.53
100スリランカ・ルピーにつき	0.506
1セーシェル・ルピーにつき	0.0470
100タイ・バーツにつき	3.25

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.996
1チェコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.130
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00245
1ニュージーランド・ドルにつき	0.713
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00640
100バヌアツ・バツにつき	0.926
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.325
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0206
1ブラジル・レアルにつき	0.177
1ブルネイ・ドルにつき	0.745
100ベトナム・ドンにつき	0.00434
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.000000542
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.270
1ポーランド・ズロチにつき	0.259
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0668
1ミャンマー・チャットにつき	—
1メキシコ・ペソにつき	0.0482
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0249
1モロッコ・ディルハムにつき	0.111
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0107
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0134

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年3月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年4月)

2021年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
105円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.788
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.11
1スターリング・ポンドにつき	1.39
1ユーロにつき	1.21
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0113
1イスラエル・シェケルにつき	0.305
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0137
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0900
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00912
100コロンビア・ペソにつき	0.0281
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.753
100新台湾ドルにつき	3.58
100スリランカ・ルピーにつき	0.514
1セーシェル・ルピーにつき	0.0470
100タイ・バーツにつき	3.33

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.01
1チェコ・コルナにつき	0.0468
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.163
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.141
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00627
100バヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.338
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0207
1ブラジル・レアルにつき	0.185
1ブルネイ・ドルにつき	0.753
100ベトナム・ドンにつき	0.00434
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000561
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.274
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0677
1ミャンマー・チャットにつき	0.000717
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0251
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0107
1ルーマニア・レイにつき	0.248
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0134

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年2月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年3月)

2021年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
104円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.154
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.13
1スターリング・ポンドにつき	1.36
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0116
1イスラエル・シェケルにつき	0.309
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0137
100インドネシア・ルピアにつき	0.00711
1オーストラリア・ドルにつき	0.772
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0910
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00910
100コロンビア・ペソにつき	0.0286
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.754
100新台湾ドルにつき	3.57
100スリランカ・ルピーにつき	0.521
1セーシェル・ルピーにつき	0.0469
100タイ・バーツにつき	3.33

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェコ・コルナにつき	0.0466
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.135
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00260
1ニュージーランド・ドルにつき	0.719
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00623
100バヌアツ・バツにつき	0.930
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.339
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.491
1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ブラジル・レアルにつき	0.187
1ブルネイ・ドルにつき	0.754
100ベトナム・ドンにつき	0.00434
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000616
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.276
1ポーランド・ズロチにつき	0.268
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.248
1南アフリカ・ラントにつき	0.0660
1ミャンマー・チャットにつき	0.000752
1メキシコ・ペソにつき	0.0502
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0253
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0107
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0134

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年1月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年2月)

2021年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
104円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.781
1中国元につき	0.153
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.13
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0121
1イスラエル・シェケルにつき	0.308
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00708
1オーストラリア・ドルにつき	0.754
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.28
1ケニア・シリングにつき	0.00905
100コロンビア・ペソにつき	0.0289
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.751
100新台湾ドルにつき	3.55
100スリランカ・ルピーにつき	0.535
1セーシェル・ルピーにつき	0.0471
100タイ・バーツにつき	3.32

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェコ・コルナにつき	0.0463
100チリ・ペソにつき	0.137
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.130
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00257
1ニュージーランド・ドルにつき	0.710
1ノルウェー・クローネにつき	0.115
1パキスタン・ルピーにつき	0.00624
100バヌアツ・バツにつき	0.916
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.339
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ブラジル・レアルにつき	0.194
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000963
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.278
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0501
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0252
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0108
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0135

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和2年12月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年1月)

2021年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
104円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.765
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.116
1スイス・フランにつき	1.10
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0125
1イスラエル・シェケルにつき	0.298
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0135
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.728
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0897
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00915
100コロンビア・ペソにつき	0.0272
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.742
100新台湾ドルにつき	3.50
100スリランカ・ルピーにつき	0.541
1セーシェル・ルピーにつき	0.0491
100タイ・バーツにつき	3.28

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェコ・コルナにつき	0.0447
100チリ・ペソにつき	0.131
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.126
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00260
1ニュージーランド・ドルにつき	0.687
1ノルウェー・クローネにつき	0.110
1パキスタン・ルピーにつき	0.00627
100バヌアツ・バツにつき	0.896
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.329
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.477
1フィリピン・ペソにつき	0.0207
1ブラジル・レアルにつき	0.184
1ブルネイ・ドルにつき	0.742
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000148
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.277
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0644
1ミャンマー・チャットにつき	0.000756
1メキシコ・ペソにつき	0.0490
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0250
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0108
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.102
1ロシア・ルーブルにつき	0.0130

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和2年11月中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年12月)

2020年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
105円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.10
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0129
1イスラエル・シェケルにつき	0.295
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00679
1オーストラリア・ドルにつき	0.712
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0874
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00920
100コロンビア・ペソにつき	0.0261
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.48
100スリランカ・ルピーにつき	0.542
1セーシェル・ルピーにつき	0.0540
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェコ・コルナにつき	0.0432
100チリ・ペソにつき	0.127
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.126
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00261
1ニュージーランド・ドルにつき	0.663
1ノルウェー・クローネにつき	0.108
1パキスタン・ルピーにつき	0.00614
100バヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.286
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.324
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0206
1ブラジル・レアルにつき	0.178
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000220
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.278
1ポーランド・ズロチにつき	0.259
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0608
1ミャンマー・チャットにつき	0.000756
1メキシコ・ペソにつき	0.0470
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0251
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0108
1ルーマニア・レイにつき	0.241
100ルワンダ・フランにつき	0.103
1ロシア・ルーブルにつき	0.0129

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年10月
中における実勢相場)の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年11月)

2020年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.756
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.09
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0133
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00673
1オーストラリア・ドルにつき	0.723
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00922
100コロンビア・ペソにつき	0.0266
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.732
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.540
1セーシェル・ルピーにつき	0.0554
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.983
1チェコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.129
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.132
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00261
1ニュージーランド・ドルにつき	0.667
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00602
100バヌアツ・バツにつき	0.892
1パプアニューギニア・キナにつき	0.287
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.327
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0206
1ブラジル・リアルにつき	0.185
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000270
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.281
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0598
1ミャンマー・チャットにつき	0.000753
1メキシコ・ペソにつき	0.0462
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0251
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0109
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.104
1ロシア・ルーブルにつき	0.0131

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年9月
中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年10月)

2020年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.756
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.10
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0137
1イスラエル・シェケルにつき	0.294
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0134
100インドネシア・ルピアにつき	0.00680
1オーストラリア・ドルにつき	0.720
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0843
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00925
100コロンビア・ペソにつき	0.0264
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.541
1セーシェル・ルピーにつき	0.0560
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.989
1チェコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.127
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.137
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00260
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00595
100バヌアツ・バツにつき	0.888
1パプアニューギニア・キナにつき	0.288
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.339
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0205
1ブラジル・レアルにつき	0.183
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000343
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.281
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0580
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0451
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0252
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0110
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.104
1ロシア・ルーブルにつき	0.0136

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年8月
中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年9月)

2020年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.741
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0140
1イスラエル・シェケルにつき	0.291
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0133
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.704
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0835
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00932
100コロンビア・ペソにつき	0.0273
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.721
100新台湾ドルにつき	3.39
100スリランカ・ルピーにつき	0.538
1セーシェル・ルピーにつき	0.0566
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.958
1チェコ・コルナにつき	0.0433
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.154
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.145
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.659
1ノルウェー・クローネにつき	0.108
1パキスタン・ルピーにつき	0.00598
100バヌアツ・バツにつき	0.875
1パプアニューギニア・キナにつき	0.288
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.327
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.466
1フィリピン・ペソにつき	0.0202
1ブラジル・レアルにつき	0.189
1ブルネイ・ドルにつき	0.720
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000443
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.284
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0596
1ミャンマー・チャットにつき	0.000731
1メキシコ・ペソにつき	0.0446
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0250
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0110
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0140

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年7月
中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年8月)

2020年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.738
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.107
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0144
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0132
100インドネシア・ルピアにつき	0.00703
1オーストラリア・ドルにつき	0.690
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0828
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.25
1ケニア・シリングにつき	0.00940
100コロンビア・ペソにつき	0.0270
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.718
100新台湾ドルにつき	3.37
100スリランカ・ルピーにつき	0.538
1セーシェル・ルピーにつき	0.0568
100タイ・バーツにつき	3.21

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.943
1チェコ・コルナにつき	0.0422
100チリ・ペソにつき	0.126
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.147
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.645
1ノルウェー・クローネにつき	0.105
1パキスタン・ルピーにつき	0.00604
100バヌアツ・バツにつき	0.865
1バプアニューギニア・キナにつき	0.289
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.324
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.460
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・レアルにつき	0.193
1ブルネイ・ドルにつき	0.717
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000499
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.288
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0584
1ミャンマー・チャットにつき	0.000718
1メキシコ・ペソにつき	0.0448
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0249
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0111
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0144

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年6月
中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年7月)

2020年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.716
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.23
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0148
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0132
100インドネシア・ルピアにつき	0.00672
1オーストラリア・ドルにつき	0.652
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0814
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.24
1ケニア・シリングにつき	0.00938
100コロンビア・ペソにつき	0.0260
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.705
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.534
1セーシェル・ルピーにつき	0.0583
100タイ・バーツにつき	3.12

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.912
1チェコ・コルナにつき	0.0400
100チリ・ペソにつき	0.122
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.144
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.609
1ノルウェー・クローネにつき	0.0990
1パキスタン・ルピーにつき	0.00623
100バヌアツ・バツにつき	0.836
1パプアニューギニア・キナにつき	0.290
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.311
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.446
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・レアルにつき	0.178
1ブルネイ・ドルにつき	0.705
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000549
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.292
1ポーランド・ズロチにつき	0.241
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.230
1南アフリカ・ラントにつき	0.0551
1ミャンマー・チャットにつき	0.000712
1メキシコ・ペソにつき	0.0426
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0250
1モロッコ・ディルハムにつき	0.101
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0111
1ルーマニア・レイにつき	0.225
100ルワンダ・フランにつき	0.106
1ロシア・ルーブルにつき	0.0137

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年5月
中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年6月)

2020年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.712
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.0999
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0152
1イスラエル・シェケルにつき	0.280
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0131
100インドネシア・ルピアにつき	0.00632
1オーストラリア・ドルにつき	0.631
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0818
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.22
1ケニア・シリングにつき	0.00939
100コロンビア・ペソにつき	0.0252
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.703
100新台湾ドルにつき	3.33
100スリランカ・ルピーにつき	0.521
1セーシェル・ルピーにつき	0.0638
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.910
1チェコ・コルナにつき	0.0399
100チリ・ペソにつき	0.117
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.146
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.601
1ノルウェー・クローネにつき	0.0959
1パキスタン・ルピーにつき	0.00608
100バヌアツ・バツにつき	0.821
1パプアニューギニア・キナにつき	0.291
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.305
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.441
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.188
1ブルネイ・ドルにつき	0.703
100ベトナム・ドンにつき	0.00426
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000802
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.294
1ポーランド・ズロチにつき	0.239
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.230
1南アフリカ・ラントにつき	0.0538
1ミャンマー・チャットにつき	0.000703
1メキシコ・ペソにつき	0.0414
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0252
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0986
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0112
1ルーマニア・レイにつき	0.225
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0133

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年4月
中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年5月)

2020年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.717
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.102
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0158
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0134
100インドネシア・ルピアにつき	0.00657
1オーストラリア・ドルにつき	0.621
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0822
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.23
1ケニア・シリングにつき	0.00963
100コロンビア・ペソにつき	0.0256
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.706
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.542
1セーシェル・ルピーにつき	0.0742
100タイ・バーツにつき	3.11

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェコ・コルナにつき	0.0415
100チリ・ペソにつき	0.119
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.158
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00269
1ニュージーランド・ドルにつき	0.604
1ノルウェー・クローネにつき	0.0974
1パキスタン・ルピーにつき	0.00629
100バヌアツ・バツにつき	0.823
1パプアニューギニア・キナにつき	0.292
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.319
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.439
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.204
1ブルネイ・ドルにつき	0.706
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000137
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.287
1ポーランド・ズロチにつき	0.249
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0599
1ミャンマー・チャットにつき	0.000714
1メキシコ・ペソにつき	0.0448
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0260
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0112
1ルーマニア・レイにつき	0.229
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0134

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年3月
中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年4月)

2020年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0163
1イスラエル・シェケルにつき	0.291
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.666
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0837
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.28
1ケニア・シリングにつき	0.00992
100コロンビア・ペソにつき	0.0293
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.719
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セーシェル・ルピーにつき	0.0748
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.912
1チェコ・コルナにつき	0.0435
100チリ・ペソにつき	0.125
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.165
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00274
1ニュージーランド・ドルにつき	0.639
1ノルウェー・クローネにつき	0.108
1パキスタン・ルピーにつき	0.00648
100バヌアツ・バツにつき	0.851
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.323
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.454
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.230
1ブルネイ・ドルにつき	0.719
100ベトナム・ドンにつき	0.00430
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.295
1ポーランド・ズロチにつき	0.255
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0665
1ミャンマー・チャットにつき	0.000691
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0268
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0112
1ルーマニア・レイにつき	0.228
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年2月
中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年3月)

2020年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.764
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.105
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00728
1オーストラリア・ドルにつき	0.686
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0857
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00990
100コロンビア・ペソにつき	0.0301
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.740
100新台湾ドルにつき	3.33
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セーシェル・ルピーにつき	0.0752
100タイ・バーツにつき	3.28

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.930
1チェコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.129
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.661
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00646
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.332
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.461
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.241
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000149
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.261
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0694
1ミャンマー・チャットにつき	0.000680
1メキシコ・ペソにつき	0.0532
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0273
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和2年1月
中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年2月)

2020年2月1日から2月29日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.759
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00714
1オーストラリア・ドルにつき	0.689
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0852
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0297
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.552
1セーシェル・ルピーにつき	0.0751
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.929
1チェコ・コルナにつき	0.0436
100チリ・ペソにつき	0.131
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.171
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00645
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.336
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.244
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000228
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000666
1メキシコ・ペソにつき	0.0524
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.106
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年3月)

2020年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

(米ドル)

109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.764
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.105
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00728
1オーストラリア・ドルにつき	0.686
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0857
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00990
100コロンビア・ペソにつき	0.0301
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.740
100新台湾ドルにつき	3.33
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セーシェル・ルピーにつき	0.0752
100タイ・バーツにつき	3.28

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.930
1チェコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.129
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.661
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00646
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.332
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.461
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.241
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000149
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.261
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0694
1ミャンマー・チャットにつき	0.000680
1メキシコ・ペソにつき	0.0532
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0273
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和2年1月
中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年2月)

2020年2月1日から2月29日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.759
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00714
1オーストラリア・ドルにつき	0.689
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0852
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0297
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.552
1セーシェル・ルピーにつき	0.0751
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.929
1チェコ・コルナにつき	0.0436
100チリ・ペソにつき	0.131
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.171
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00645
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.336
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.244
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000228
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000666
1メキシコ・ペソにつき	0.0524
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.106
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年1月)

2020年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.142
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0168
1イスラエル・シェケルにつき	0.287
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00711
1オーストラリア・ドルにつき	0.683
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0856
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0293
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.28
100スリランカ・ルピーにつき	0.555
1セーシェル・ルピーにつき	0.0750
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.926
1チェコ・コルナにつき	0.0433
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.640
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00643
100バヌアツ・バツにつき	0.861
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.457
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.240
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000337
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0676
1ミャンマー・チャットにつき	0.000660
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.107
1ロシア・ルーブルにつき	0.0157

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年12月)

2019年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.758
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.102
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0171
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.680
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0291
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セイシェル・ルピーにつき	0.0746
100タイ・バーツにつき	3.29

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェッコ・コルナにつき	0.0431
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.173
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00641
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.856
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.334
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・レアルにつき	0.245
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000503
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.257
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつ	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0670
1ミャンマー・チャットにつき	0.000653
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年11月)

2019年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0177
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.681
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0836
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00964
100コロンビア・ペソにつき	0.0294
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.553
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.27

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.923
1チェッコ・コルナにつき	0.0426
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.147
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.175
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00639
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.857
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000473
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000652
1メキシコ・ペソにつき	0.0511
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0114
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年9月)

2019年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.763
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0235
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0145
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.698
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00968
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.568
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.24

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.940
1チェッコ・コルナにつき	0.0439
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.176
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.668
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00628
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.875
1パプアニューギニア・キナにつき	0.295
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.345
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000131
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0712
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0525
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0278
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.109
1ロシア・ルーブルにつき	0.0158

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年8月)

2019年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0229
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.695
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0853
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00983
100コロンビア・ペソにつき	0.0308
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.566
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.21

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.145
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00648
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.873
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.463
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・レアルにつき	0.259
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000161
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0686
1ミャンマー・チャットにつき	0.000658
1メキシコ・ペソにつき	0.0519
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0280
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年7月)

2019年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	0.989
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0223
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0143
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.694
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0302
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.567
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.937
1チェッコ・コルナにつき	0.0434
100チリ・ペソにつき	0.144
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.166
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.656
1ノルウェー・クローネにつき	0.114
1パキスタン・ルピーにつき	0.00688
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.878
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.250
1ブルネイ・ドルにつき	0.729
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000184
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0693
1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
1メキシコ・ペソにつき	0.0523
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.235
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年6月)

2019年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.107
1スイス・フランにつき	0.991
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0232
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707
1オーストラリア・ドルにつき	0.711
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0875
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0317
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.572
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.941
1チェッコ・コルナにつき	0.0437
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.672
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00707
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.467
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000251
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.262
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0707
1ミャンマー・チャットにつき	0.000663
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0286
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.236
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年5月)

2019年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0242
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.708
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00996
100コロンビア・ペソにつき	0.0319
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.4
100スリランカ・ルピーにつき	0.561
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.15

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.149
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.183
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00718
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.887
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.260
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.238
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0153

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年4月)

2019年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	0.998
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0260
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.714
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00998
100コロンビア・ペソにつき	0.0321
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.739
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.560
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.951
1チェッコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.189
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00721
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.891
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.268
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
1ミャンマー・チャットにつき	0.000657
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年2月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年3月)

2019年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)		
109円につき	1	100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.957
1カナダ・ドルにつき	0.751	1チェッコ・コルナにつき	0.0445
1中国元につき	0.147	100チリ・ペソにつき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.111	1デンマーク・クローネにつき	0.153
1スイス・フランにつき	1.01	1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1スターリング・ポンドにつき	1.29	1トルコ・リラにつき	0.187
1ユーロにつき	1.14	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0267	1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1イスラエル・シェケルにつき	0.271	1パキスタン・ルピーにつき	0.00719
1イラン・リアルにつき	0.0000238	100ヴァヌアツ・バツにつき	0.888
1インド・ルピーにつき	0.0141	1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707	1バーレーン・ディナールにつき	2.65
1オーストラリア・ドルにつき	0.715	100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
1オマーン・リアルにつき	2.60	100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1カタール・リアルにつき	0.274	1フィジー・ドルにつき	0.470
100韓国ウォンにつき	0.0892	1フィリピン・ペソにつき	0.0191
100カンボジア・リエルにつき	0.0249	1ブラジル・レアルにつき	0.267
1クウェート・ディナールにつき	3.30	1ブルネイ・ドルにつき	0.736
1ケニア・シリングにつき	0.00984	100ベトナム・ドンにつき	0.00431
100コロンビア・ペソにつき	0.0317	1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000754
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.299
1シンガポール・ドルにつき	0.737	1ポーランド・ズロチにつき	0.266
100新台湾ドルにつき	3.25	1香港ドルにつき	0.128
100スリランカ・ルピーにつき	0.550	1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719	1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.14	1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
		1メキシコ・ペソにつき	0.0521
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
		1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
		1ラオス・キップにつき	0.0117
		1ルーマニア・レイにつき	0.243
		100ルワンダ・フランにつき	0.112
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年1

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年2月)

2019年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0264
1イスラエル・シェケルにつき	0.266
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00688
1オーストラリア・ドルにつき	0.716
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00978
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.554
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.954
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.188
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.681
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00722
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.897
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0189
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.00309
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0699
1ミャンマー・チャットにつき	0.000645
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.112
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年1月)

2019年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	0.999
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0274
1イスラエル・シェケルにつき	0.270
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00683
1オーストラリア・ドルにつき	0.725
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0888
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0313
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.727
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.565
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.03

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.952
1チェッコ・コルナにつき	0.0438
100チリ・ペソにつき	0.148
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.187
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00747
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.894
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.727
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0139
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.296
1ポーランド・ズロチにつき	0.264
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0710
1ミャンマー・チャットにつき	0.000626
1メキシコ・ペソにつき	0.0494
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.244
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年12月)

2018年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.768
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0270
1イスラエル・シェケルにつき	0.273
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00659
1オーストラリア・ドルにつき	0.710
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0323
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.583
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.05

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.962
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.154
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.653
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00766
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.885
1パプアニューギニア・キナにつき	0.298
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.354
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.266
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0158
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0688
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年11月)

2018年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0259
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00672
1オーストラリア・ドルにつき	0.720
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0893
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00991
100コロンビア・ペソにつき	0.0330
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.606
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.977
1チェッコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.156
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.158
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00809
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.892
1パプアニューギニア・キナにつき	0.301
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0163
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.302
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.242
1南アフリカ・ラントにつき	0.0677
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0526
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年10月)

2018年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0331
1イスラエル・シェケルにつき	0.272
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.733
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0892
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.731
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.624
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.03
100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.968

1チェッコ・コルナにつき	0.0449
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.667
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00810
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.903
1パプアニューギニア・キナにつき	0.302
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・レアルにつき	0.254
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0165
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.244
1南アフリカ・ラントにつき	0.0709
1ミャンマー・チャットにつき	0.000671
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0118
1ルーマニア・レイにつき	0.249
100ルワンダ・フランにつき	0.114
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年8月中における実勢相場の平均値）

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成30年8月20日にデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年9月)

2018年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0363
1イスラエル・シェケルにつき	0.274
1イラン・リアルにつき	0.0000231
1インド・ルピーにつき	0.0146
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.741
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0347
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.627
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.979
1チェッコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.153
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.209
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.679
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00802
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.920
1パプアニューギニア・キナにつき	0.303
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.360
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.475
1フィリピン・ペソにつき	0.0187
1ブラジル・レアルにつき	0.262
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00433
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.00000768
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.305
1ポーランド・ズロチにつき	0.270
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0747
1ミャンマー・チャットにつき	0.000710
1メキシコ・ペソにつき	0.0527
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年8月)

2018年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0376
1イスラエル・シェケルにつき	0.277
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.749
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0345
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.629
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.08

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.978
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.216
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.694
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00839
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.936
1パプアニューギニア・キナにつき	0.306
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.362
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.480
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・リアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00438
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000119
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングgitにつき	0.250
1南アフリカ・ラントにつき	0.0750
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年7月)

2018年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.777
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0422
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0148
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0928
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.747
100新台湾ドルにつき	3.35
100スリランカ・ルピーにつき	0.633
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.226
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.695
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00864
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.944
1パプアニューギニア・キナにつき	0.307
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.373
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・リアルにつき	0.275
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.252
1南アフリカ・ラントにつき	0.0797
1ミャンマー・チャットにつき	0.000745
1メキシコ・ペソにつき	0.0512
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0160

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年6月)

2018年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.159
1スウェーデン・クローネにつき	0.118
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.41
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000245
1インド・ルピーにつき	0.0152
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.768
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0936
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00994
100コロンビア・ペソにつき	0.0361
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.760
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.640
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0484
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.165
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.246
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.724
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00865
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.946
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.293
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000176
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.310
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.257
1南アフリカ・ラントにつき	0.0826
1ミャンマー・チャットにつき	0.000755
1メキシコ・ペソにつき	0.0544
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0296
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.264
100ルワンダ・フランにつき	0.116
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年5月)

2018年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.774
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000266
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00727
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0934
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0352
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.761
100新台湾ドルにつき	3.43
100スリランカ・ルピーにつき	0.642
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0485
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.726
1ノルウェー・クローネにつき	0.129
1パキスタン・ルピーにつき	0.00889
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.945
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.395
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.305
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000245
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.256
1南アフリカ・ラントにつき	0.0845
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0175

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年4月)

2018年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0504
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000270
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00735
1オーストラリア・ドルにつき	0.787
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0926
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00986
100コロンビア・ペソにつき	0.0350
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.758
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.646
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0487
100チリ・ペソにつき	0.168
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.264
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.731
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.950
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.396
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・リアルにつき	0.308
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000345
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.296
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.255
1南アフリカ・ラントにつき	0.0846
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0536
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0306
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年2月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年3月)

2018年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.804
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0525
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000274
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00748
1オーストラリア・ドルにつき	0.795
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0937
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00972
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.756
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.650
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェッコ・コルナにつき	0.0479
100チリ・ペソにつき	0.165
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.265
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.126
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.955
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・リアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.311
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.253
1南アフリカ・ラントにつき	0.0820
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.262
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年1月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年2月)

2018年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.34
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0564
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000280
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00738
1オーストラリア・ドルにつき	0.765
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0923
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00970
100コロンビア・ペソにつき	0.0334
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.743
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.992
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.261
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.697
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00919
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.311
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.378
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・リアルにつき	0.304
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.282
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0765
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0295
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.255
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0171

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年1月)

2018年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0572
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000284
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00740
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.261
100韓国ウォンにつき	0.0907
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェッコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.312
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.377
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.278
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0711
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0529
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.253
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0170

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年12月)

2017年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0573
1イスラエル・シェケルにつき	0.285
1イラン・リアルにつき	0.0000292
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00739
1オーストラリア・ドルにつき	0.779
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.268
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0338
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.985
1チェッコ・コルナにつき	0.0456
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.941
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.379
100バングラデシュ・タカにつき	1.22
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・リアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0995
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.236
1南アフリカ・兰特につき	0.0730
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年11月)

2017年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.813
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0580
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000299
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.797
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00969
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.998
1チェッコ・コルナにつき	0.0457
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.288
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.956
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.386
100バングラデシュ・タカにつき	1.23
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.279
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.237
1南アフリカ・ラントにつき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000740
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0300
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年10月)

2017年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0574
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000304
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.792
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.285
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.730
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.388
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.317
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0988
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.277
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・兰特ンにつき	0.0756
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0562
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.258
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0168

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年8月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年9月)

2017年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.787
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0582
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000307
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.781
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00962
100コロンビア・ペソにつき	0.0329
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.966
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.281
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.736
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.376
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0996
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0761
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年8月)

2017年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.752
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0620
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.756
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.723
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0749
100タイ・バーツにつき	2.94

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.942
1チェッコ・コルナにつき	0.0428
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.284
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00313
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・リアルにつき	0.303
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0775
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0551
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0172

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年3月)

2020年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.764
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.105
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00728
1オーストラリア・ドルにつき	0.686
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0857
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00990
100コロンビア・ペソにつき	0.0301
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.740
100新台湾ドルにつき	3.33
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セーシェル・ルピーにつき	0.0752
100タイ・バーツにつき	3.28

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.930
1チェコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.129
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.661
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00646
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.332
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.461
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.241
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000149
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.261
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0694
1ミャンマー・チャットにつき	0.000680
1メキシコ・ペソにつき	0.0532
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0273
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和2年1月
中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年2月)

2020年2月1日から2月29日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.759
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00714
1オーストラリア・ドルにつき	0.689
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0852
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0297
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.552
1セーシェル・ルピーにつき	0.0751
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.929
1チェコ・コルナにつき	0.0436
100チリ・ペソにつき	0.131
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.171
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00645
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.336
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.244
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000228
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000666
1メキシコ・ペソにつき	0.0524
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.106
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年1月)

2020年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.142
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0168
1イスラエル・シェケルにつき	0.287
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00711
1オーストラリア・ドルにつき	0.683
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0856
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0293
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.28
100スリランカ・ルピーにつき	0.555
1セーシェル・ルピーにつき	0.0750
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.926
1チェコ・コルナにつき	0.0433
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.640
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00643
100バヌアツ・バツにつき	0.861
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.457
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.240
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000337
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0676
1ミャンマー・チャットにつき	0.000660
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.107
1ロシア・ルーブルにつき	0.0157

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年12月)

2019年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.758
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.102
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0171
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.680
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0291
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セイシェル・ルピーにつき	0.0746
100タイ・バーツにつき	3.29

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェッコ・コルナにつき	0.0431
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.173
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00641
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.856
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.334
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・レアルにつき	0.245
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000503
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.257
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつ	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0670
1ミャンマー・チャットにつき	0.000653
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年11月)

2019年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0177
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.681
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0836
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00964
100コロンビア・ペソにつき	0.0294
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.553
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.27

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.923
1チェッコ・コルナにつき	0.0426
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.147
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.175
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00639
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.857
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000473
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000652
1メキシコ・ペソにつき	0.0511
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0114
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年9月)

2019年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.763
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0235
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0145
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.698
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00968
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.568
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.24

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.940
1チェッコ・コルナにつき	0.0439
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.176
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.668
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00628
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.875
1パプアニューギニア・キナにつき	0.295
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.345
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000131
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0712
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0525
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0278
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.109
1ロシア・ルーブルにつき	0.0158

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年8月)

2019年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0229
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.695
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0853
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00983
100コロンビア・ペソにつき	0.0308
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.566
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.21

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.145
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00648
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.873
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.463
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・レアルにつき	0.259
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000161
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0686
1ミャンマー・チャットにつき	0.000658
1メキシコ・ペソにつき	0.0519
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0280
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年7月)

2019年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	0.989
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0223
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0143
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.694
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0302
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.567
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.937
1チェッコ・コルナにつき	0.0434
100チリ・ペソにつき	0.144
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.166
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.656
1ノルウェー・クローネにつき	0.114
1パキスタン・ルピーにつき	0.00688
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.878
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.250
1ブルネイ・ドルにつき	0.729
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000184
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングgitにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0693
1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
1メキシコ・ペソにつき	0.0523
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.235
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年6月)

2019年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.107
1スイス・フランにつき	0.991
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0232
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707
1オーストラリア・ドルにつき	0.711
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0875
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0317
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.572
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.941
1チェッコ・コルナにつき	0.0437
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.672
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00707
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.467
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000251
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.262
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0707
1ミャンマー・チャットにつき	0.000663
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0286
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.236
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年5月)

2019年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0242
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.708
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00996
100コロンビア・ペソにつき	0.0319
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.4
100スリランカ・ルピーにつき	0.561
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.15

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.149
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.183
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00718
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.887
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.260
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.238
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0153

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年4月)

2019年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	0.998
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0260
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.714
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00998
100コロンビア・ペソにつき	0.0321
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.739
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.560
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.951
1チェッコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.189
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00721
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.891
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.268
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
1ミャンマー・チャットにつき	0.000657
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年2月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年3月)

2019年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)		
109円につき	1	100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.957
1カナダ・ドルにつき	0.751	1チェッコ・コルナにつき	0.0445
1中国元につき	0.147	100チリ・ペソにつき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.111	1デンマーク・クローネにつき	0.153
1スイス・フランにつき	1.01	1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1スターリング・ポンドにつき	1.29	1トルコ・リラにつき	0.187
1ユーロにつき	1.14	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0267	1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1イスラエル・シェケルにつき	0.271	1パキスタン・ルピーにつき	0.00719
1イラン・リアルにつき	0.0000238	100ヴァヌアツ・バツにつき	0.888
1インド・ルピーにつき	0.0141	1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707	1バーレーン・ディナールにつき	2.65
1オーストラリア・ドルにつき	0.715	100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
1オマーン・リアルにつき	2.60	100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1カタール・リアルにつき	0.274	1フィジー・ドルにつき	0.470
100韓国ウォンにつき	0.0892	1フィリピン・ペソにつき	0.0191
100カンボジア・リエルにつき	0.0249	1ブラジル・レアルにつき	0.267
1クウェート・ディナールにつき	3.30	1ブルネイ・ドルにつき	0.736
1ケニア・シリングにつき	0.00984	100ベトナム・ドンにつき	0.00431
100コロンビア・ペソにつき	0.0317	1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000754
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.299
1シンガポール・ドルにつき	0.737	1ポーランド・ズロチにつき	0.266
100新台湾ドルにつき	3.25	1香港ドルにつき	0.128
100スリランカ・ルピーにつき	0.550	1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719	1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.14	1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
		1メキシコ・ペソにつき	0.0521
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
		1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
		1ラオス・キップにつき	0.0117
		1ルーマニア・レイにつき	0.243
		100ルワンダ・フランにつき	0.112
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年1

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年2月)

2019年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0264
1イスラエル・シェケルにつき	0.266
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00688
1オーストラリア・ドルにつき	0.716
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00978
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.554
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.954
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.188
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.681
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00722
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.897
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0189
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.00309
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0699
1ミャンマー・チャットにつき	0.000645
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.112
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年1月)

2019年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	0.999
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0274
1イスラエル・シェケルにつき	0.270
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00683
1オーストラリア・ドルにつき	0.725
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0888
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0313
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.727
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.565
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.03

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.952
1チェッコ・コルナにつき	0.0438
100チリ・ペソにつき	0.148
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.187
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00747
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.894
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.727
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0139
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.296
1ポーランド・ズロチにつき	0.264
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0710
1ミャンマー・チャットにつき	0.000626
1メキシコ・ペソにつき	0.0494
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.244
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年12月)

2018年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.768
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0270
1イスラエル・シェケルにつき	0.273
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00659
1オーストラリア・ドルにつき	0.710
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0323
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.583
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.05

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.962
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.154
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.653
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00766
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.885
1パプアニューギニア・キナにつき	0.298
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.354
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.266
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0158
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0688
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年11月)

2018年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0259
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00672
1オーストラリア・ドルにつき	0.720
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0893
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00991
100コロンビア・ペソにつき	0.0330
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.606
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.977
1チェッコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.156
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.158
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00809
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.892
1パプアニューギニア・キナにつき	0.301
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0163
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.302
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.242
1南アフリカ・ラントにつき	0.0677
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0526
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年10月)

2018年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0331
1イスラエル・シェケルにつき	0.272
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.733
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0892
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.731
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.624
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.03
100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.968

1チェッコ・コルナにつき	0.0449
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.667
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00810
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.903
1パプアニューギニア・キナにつき	0.302
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・レアルにつき	0.254
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0165
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.244
1南アフリカ・ラントにつき	0.0709
1ミャンマー・チャットにつき	0.000671
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0118
1ルーマニア・レイにつき	0.249
100ルワンダ・フランにつき	0.114
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年8月中における実勢相場の平均値）

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成30年8月20日にデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年9月)

2018年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0363
1イスラエル・シェケルにつき	0.274
1イラン・リアルにつき	0.0000231
1インド・ルピーにつき	0.0146
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.741
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0347
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.627
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.979
1チェッコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.153
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.209
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.679
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00802
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.920
1パプアニューギニア・キナにつき	0.303
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.360
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.475
1フィリピン・ペソにつき	0.0187
1ブラジル・レアルにつき	0.262
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00433
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.00000768
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.305
1ポーランド・ズロチにつき	0.270
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0747
1ミャンマー・チャットにつき	0.000710
1メキシコ・ペソにつき	0.0527
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年8月)

2018年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0376
1イスラエル・シェケルにつき	0.277
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.749
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0345
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.629
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.08

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.978
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.216
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.694
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00839
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.936
1パプアニューギニア・キナにつき	0.306
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.362
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.480
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・リアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00438
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000119
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.250
1南アフリカ・ラントにつき	0.0750
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年7月)

2018年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.777
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0422
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0148
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0928
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.747
100新台湾ドルにつき	3.35
100スリランカ・ルピーにつき	0.633
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.226
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.695
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00864
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.944
1パプアニューギニア・キナにつき	0.307
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.373
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・リアルにつき	0.275
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.252
1南アフリカ・ラントにつき	0.0797
1ミャンマー・チャットにつき	0.000745
1メキシコ・ペソにつき	0.0512
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0160

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年6月)

2018年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.159
1スウェーデン・クローネにつき	0.118
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.41
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000245
1インド・ルピーにつき	0.0152
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.768
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0936
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00994
100コロンビア・ペソにつき	0.0361
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.760
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.640
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0484
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.165
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.246
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.724
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00865
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.946
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.293
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000176
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.310
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.257
1南アフリカ・ラントにつき	0.0826
1ミャンマー・チャットにつき	0.000755
1メキシコ・ペソにつき	0.0544
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0296
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.264
100ルワンダ・フランにつき	0.116
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年5月)

2018年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.774
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000266
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00727
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0934
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0352
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.761
100新台湾ドルにつき	3.43
100スリランカ・ルピーにつき	0.642
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0485
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.726
1ノルウェー・クローネにつき	0.129
1パキスタン・ルピーにつき	0.00889
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.945
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.395
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.305
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000245
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.256
1南アフリカ・ラントにつき	0.0845
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0175

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年4月)

2018年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0504
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000270
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00735
1オーストラリア・ドルにつき	0.787
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0926
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00986
100コロンビア・ペソにつき	0.0350
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.758
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.646
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0487
100チリ・ペソにつき	0.168
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.264
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.731
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.950
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.396
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・リアルにつき	0.308
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000345
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.296
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.255
1南アフリカ・兰特につき	0.0846
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0536
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0306
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年2月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年3月)

2018年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.804
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0525
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000274
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00748
1オーストラリア・ドルにつき	0.795
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0937
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00972
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.756
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.650
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェッコ・コルナにつき	0.0479
100チリ・ペソにつき	0.165
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.265
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.126
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.955
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・リアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.311
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.253
1南アフリカ・ラントにつき	0.0820
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.262
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年1月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年2月)

2018年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.34
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0564
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000280
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00738
1オーストラリア・ドルにつき	0.765
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0923
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00970
100コロンビア・ペソにつき	0.0334
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.743
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.992
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.261
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.697
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00919
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.311
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.378
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・レアルにつき	0.304
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.282
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0765
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0295
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.255
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0171

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年1月)

2018年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0572
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000284
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00740
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.261
100韓国ウォンにつき	0.0907
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェッコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.312
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.377
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.278
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0711
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0529
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.253
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0170

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年12月)

2017年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0573
1イスラエル・シェケルにつき	0.285
1イラン・リアルにつき	0.0000292
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00739
1オーストラリア・ドルにつき	0.779
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.268
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0338
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.985
1チェッコ・コルナにつき	0.0456
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.941
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.379
100バングラデシュ・タカにつき	1.22
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・リアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0995
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.236
1南アフリカ・ラントにつき	0.0730
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年11月)

2017年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.813
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0580
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000299
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.797
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00969
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.998
1チェッコ・コルナにつき	0.0457
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.288
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.956
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.386
100バングラデシュ・タカにつき	1.23
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.279
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.237
1南アフリカ・ラントにつき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000740
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0300
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年10月)

2017年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0574
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000304
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.792
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.285
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.730
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.388
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.317
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0988
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.277
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・兰特ンにつき	0.0756
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0562
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.258
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0168

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年8月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年9月)

2017年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.787
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0582
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000307
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.781
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00962
100コロンビア・ペソにつき	0.0329
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.966
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.281
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.736
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.376
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0996
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0761
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年8月)

2017年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.752
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0620
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.756
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.723
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0749
100タイ・バーツにつき	2.94

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.942
1チェッコ・コルナにつき	0.0428
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.284
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00313
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・リアルにつき	0.303
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0775
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0551
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0172

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年1月)

2020年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.142
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0168
1イスラエル・シェケルにつき	0.287
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00711
1オーストラリア・ドルにつき	0.683
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0856
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0293
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.28
100スリランカ・ルピーにつき	0.555
1セーシェル・ルピーにつき	0.0750
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.926
1チェコ・コルナにつき	0.0433
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.640
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00643
100バヌアツ・バツにつき	0.861
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.457
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.240
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000337
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0676
1ミャンマー・チャットにつき	0.000660
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.107
1ロシア・ルーブルにつき	0.0157

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年12月)

2019年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.758
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.102
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0171
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.680
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0291
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セイシェル・ルピーにつき	0.0746
100タイ・バーツにつき	3.29

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェッコ・コルナにつき	0.0431
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.173
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00641
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.856
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.334
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・レアルにつき	0.245
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000503
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.257
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつ	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0670
1ミャンマー・チャットにつき	0.000653
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年11月)

2019年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0177
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.681
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0836
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00964
100コロンビア・ペソにつき	0.0294
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.553
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.27

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.923
1チェッコ・コルナにつき	0.0426
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.147
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.175
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00639
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.857
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000473
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000652
1メキシコ・ペソにつき	0.0511
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0114
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年9月)

2019年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.763
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0235
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0145
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.698
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00968
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.568
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.24

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.940
1チェッコ・コルナにつき	0.0439
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.176
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.668
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00628
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.875
1パプアニューギニア・キナにつき	0.295
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.345
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000131
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0712
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0525
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0278
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.109
1ロシア・ルーブルにつき	0.0158

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年8月)

2019年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0229
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.695
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0853
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00983
100コロンビア・ペソにつき	0.0308
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.566
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.21

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.145
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00648
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.873
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.463
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・レアルにつき	0.259
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000161
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0686
1ミャンマー・チャットにつき	0.000658
1メキシコ・ペソにつき	0.0519
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0280
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年7月)

2019年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	0.989
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0223
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0143
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.694
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0302
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.567
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.937
1チェッコ・コルナにつき	0.0434
100チリ・ペソにつき	0.144
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.166
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.656
1ノルウェー・クローネにつき	0.114
1パキスタン・ルピーにつき	0.00688
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.878
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.250
1ブルネイ・ドルにつき	0.729
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000184
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0693
1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
1メキシコ・ペソにつき	0.0523
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.235
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年6月)

2019年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.107
1スイス・フランにつき	0.991
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0232
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707
1オーストラリア・ドルにつき	0.711
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0875
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0317
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.572
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.941
1チェッコ・コルナにつき	0.0437
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.672
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00707
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.467
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000251
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.262
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0707
1ミャンマー・チャットにつき	0.000663
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0286
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.236
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年5月)

2019年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0242
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.708
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00996
100コロンビア・ペソにつき	0.0319
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.4
100スリランカ・ルピーにつき	0.561
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.15

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.149
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.183
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00718
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.887
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.260
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.238
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0153

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年4月)

2019年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	0.998
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0260
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.714
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00998
100コロンビア・ペソにつき	0.0321
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.739
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.560
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.951
1チェッコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.189
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00721
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.891
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.268
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
1ミャンマー・チャットにつき	0.000657
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年2月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年3月)

2019年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)		
109円につき	1	100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.957
1カナダ・ドルにつき	0.751	1チェッコ・コルナにつき	0.0445
1中国元につき	0.147	100チリ・ペソにつき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.111	1デンマーク・クローネにつき	0.153
1スイス・フランにつき	1.01	1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1スターリング・ポンドにつき	1.29	1トルコ・リラにつき	0.187
1ユーロにつき	1.14	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0267	1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1イスラエル・シェケルにつき	0.271	1パキスタン・ルピーにつき	0.00719
1イラン・リアルにつき	0.0000238	100ヴァヌアツ・バツにつき	0.888
1インド・ルピーにつき	0.0141	1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707	1バーレーン・ディナールにつき	2.65
1オーストラリア・ドルにつき	0.715	100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
1オマーン・リアルにつき	2.60	100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1カタール・リアルにつき	0.274	1フィジー・ドルにつき	0.470
100韓国ウォンにつき	0.0892	1フィリピン・ペソにつき	0.0191
100カンボジア・リエルにつき	0.0249	1ブラジル・レアルにつき	0.267
1クウェート・ディナールにつき	3.30	1ブルネイ・ドルにつき	0.736
1ケニア・シリングにつき	0.00984	100ベトナム・ドンにつき	0.00431
100コロンビア・ペソにつき	0.0317	1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000754
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.299
1シンガポール・ドルにつき	0.737	1ポーランド・ズロチにつき	0.266
100新台湾ドルにつき	3.25	1香港ドルにつき	0.128
100スリランカ・ルピーにつき	0.550	1マレーシア・リングットにつき	0.243
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719	1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.14	1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
		1メキシコ・ペソにつき	0.0521
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
		1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
		1ラオス・キップにつき	0.0117
		1ルーマニア・レイにつき	0.243
		100ルワンダ・フランにつき	0.112
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年1

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年2月)

2019年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0264
1イスラエル・シェケルにつき	0.266
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00688
1オーストラリア・ドルにつき	0.716
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00978
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.554
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.954
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.188
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.681
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00722
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.897
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0189
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.00309
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0699
1ミャンマー・チャットにつき	0.000645
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.112
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年1月)

2019年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	0.999
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0274
1イスラエル・シェケルにつき	0.270
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00683
1オーストラリア・ドルにつき	0.725
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0888
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0313
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.727
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.565
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.03

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.952
1チェッコ・コルナにつき	0.0438
100チリ・ペソにつき	0.148
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.187
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00747
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.894
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.727
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0139
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.296
1ポーランド・ズロチにつき	0.264
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0710
1ミャンマー・チャットにつき	0.000626
1メキシコ・ペソにつき	0.0494
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.244
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年12月)

2018年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.768
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0270
1イスラエル・シェケルにつき	0.273
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00659
1オーストラリア・ドルにつき	0.710
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0323
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.583
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.05

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.962
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.154
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.653
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00766
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.885
1パプアニューギニア・キナにつき	0.298
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.354
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.266
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0158
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0688
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年11月)

2018年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0259
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00672
1オーストラリア・ドルにつき	0.720
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0893
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00991
100コロンビア・ペソにつき	0.0330
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.606
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.977
1チェッコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.156
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.158
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00809
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.892
1パプアニューギニア・キナにつき	0.301
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0163
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.302
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.242
1南アフリカ・ラントにつき	0.0677
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0526
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年10月)

2018年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0331
1イスラエル・シェケルにつき	0.272
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.733
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0892
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.731
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.624
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.03
100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.968

1チェッコ・コルナにつき	0.0449
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.667
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00810
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.903
1パプアニューギニア・キナにつき	0.302
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・レアルにつき	0.254
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0165
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.244
1南アフリカ・ラントにつき	0.0709
1ミャンマー・チャットにつき	0.000671
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0118
1ルーマニア・レイにつき	0.249
100ルワンダ・フランにつき	0.114
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年8月中における実勢相場の平均値）

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成30年8月20日にデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年9月)

2018年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0363
1イスラエル・シェケルにつき	0.274
1イラン・リアルにつき	0.0000231
1インド・ルピーにつき	0.0146
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.741
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0347
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.627
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.979
1チェッコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.153
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.209
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.679
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00802
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.920
1パプアニューギニア・キナにつき	0.303
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.360
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.475
1フィリピン・ペソにつき	0.0187
1ブラジル・レアルにつき	0.262
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00433
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.00000768
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.305
1ポーランド・ズロチにつき	0.270
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0747
1ミャンマー・チャットにつき	0.000710
1メキシコ・ペソにつき	0.0527
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年8月)

2018年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0376
1イスラエル・シェケルにつき	0.277
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.749
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0345
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.629
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.08

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.978
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.216
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.694
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00839
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.936
1パプアニューギニア・キナにつき	0.306
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.362
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.480
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・リアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00438
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000119
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.250
1南アフリカ・ラントにつき	0.0750
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年7月)

2018年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.777
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0422
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0148
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0928
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.747
100新台湾ドルにつき	3.35
100スリランカ・ルピーにつき	0.633
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.226
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.695
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00864
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.944
1パプアニューギニア・キナにつき	0.307
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.373
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・リアルにつき	0.275
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.252
1南アフリカ・ラントにつき	0.0797
1ミャンマー・チャットにつき	0.000745
1メキシコ・ペソにつき	0.0512
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0160

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年6月)

2018年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.159
1スウェーデン・クローネにつき	0.118
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.41
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000245
1インド・ルピーにつき	0.0152
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.768
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0936
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00994
100コロンビア・ペソにつき	0.0361
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.760
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.640
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0484
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.165
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.246
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.724
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00865
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.946
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.293
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000176
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.310
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.257
1南アフリカ・ラントにつき	0.0826
1ミャンマー・チャットにつき	0.000755
1メキシコ・ペソにつき	0.0544
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0296
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.264
100ルワンダ・フランにつき	0.116
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年5月)

2018年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.774
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000266
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00727
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0934
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0352
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.761
100新台湾ドルにつき	3.43
100スリランカ・ルピーにつき	0.642
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0485
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.726
1ノルウェー・クローネにつき	0.129
1パキスタン・ルピーにつき	0.00889
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.945
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.395
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.305
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000245
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.256
1南アフリカ・ラントにつき	0.0845
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0175

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年4月)

2018年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0504
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000270
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00735
1オーストラリア・ドルにつき	0.787
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0926
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00986
100コロンビア・ペソにつき	0.0350
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.758
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.646
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0487
100チリ・ペソにつき	0.168
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.264
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.731
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.950
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.396
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・レアルにつき	0.308
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000345
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.296
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.255
1南アフリカ・ラントにつき	0.0846
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0536
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0306
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年2月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年3月)

2018年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.804
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0525
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000274
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00748
1オーストラリア・ドルにつき	0.795
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0937
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00972
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.756
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.650
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェッコ・コルナにつき	0.0479
100チリ・ペソにつき	0.165
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.265
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.126
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.955
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・リアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.311
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.253
1南アフリカ・ラントにつき	0.0820
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.262
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年1月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年2月)

2018年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.34
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0564
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000280
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00738
1オーストラリア・ドルにつき	0.765
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0923
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00970
100コロンビア・ペソにつき	0.0334
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.743
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.992
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.261
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.697
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00919
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.311
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.378
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・レアルにつき	0.304
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.282
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0765
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0295
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.255
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0171

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年1月)

2018年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0572
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000284
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00740
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.261
100韓国ウォンにつき	0.0907
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェッコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.312
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.377
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.278
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0711
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0529
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.253
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0170

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年12月)

2017年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0573
1イスラエル・シェケルにつき	0.285
1イラン・リアルにつき	0.0000292
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00739
1オーストラリア・ドルにつき	0.779
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.268
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0338
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.985
1チェッコ・コルナにつき	0.0456
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.941
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.379
100バングラデシュ・タカにつき	1.22
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・リアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0995
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.236
1南アフリカ・ラントにつき	0.0730
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年11月)

2017年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.813
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0580
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000299
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.797
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00969
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.998
1チェッコ・コルナにつき	0.0457
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.288
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.956
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.386
100バングラデシュ・タカにつき	1.23
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.279
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.237
1南アフリカ・ラントにつき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000740
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0300
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年10月)

2017年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0574
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000304
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.792
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.285
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.730
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.388
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.317
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0988
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.277
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0756
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0562
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.258
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0168

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年8月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年9月)

2017年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.787
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0582
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000307
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.781
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00962
100コロンビア・ペソにつき	0.0329
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.966
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.281
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.736
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.376
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0996
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0761
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年8月)

2017年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.752
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0620
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.756
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.723
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0749
100タイ・バーツにつき	2.94

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.942
1チェッコ・コルナにつき	0.0428
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.284
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00313
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・リアルにつき	0.303
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0775
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0551
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0172

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年6月中における実勢相場の平均値）